SkyWayサービス利用規約【現改比較表】 2026年11月16日現在

～2026年11月15日	2026年11月16日～
	第 6 条　SkyWay サービスの種類 ＞ 閉域接続プラン 利用量の制限がなく、有償で提供されるもの 契約者専用に用意された本サービス設備と、契約者閉域網を接続してシグナリング機能、セッション管理機能、配信機能を提供する。 基本料と従量課金額を合算した額のお支払を要します。
	契約 ＞ 第 7 条 申込みと承諾 5　閉域接続プランにおいては、本サービスの開通および利用開始に向け、契約者および当社は以下の手順を履行するものとします。 (1) 当社は、申込承諾後、契約者に対して Flexible Interconnect サービス等の必要なリソースの購入依頼および案内を通知します。 (2) 契約者は、前号の通知を受領後、遅滞なくリソースの購入手続きを行い、発行された購入番号その他当社が指定する情報を、当社所定の方法により速やかに当社へ通知するものとします。 (3) 当社は、前号の通知を受領後、最終的な構築および開通作業を行います。 6　閉域接続プランの「利用開始日」は、原則として当社が最終的な開通完了を契約者に通知した日とします。 7　閉域接続プランの「課金開始日」は、当社が第 5 項第 1 号の購入依頼を通知した日の翌日を起算日として 8 営業日目の日とします。第 5 項第 2 号、3 号の実行有無に関わらず、当該課金開始日より利用料金の課金が発生するものとします。 8　前項の定めにかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により開通作業が遅延し、第 5 条第 1 号の購入依頼を通知した日の翌日を起算日として 8 営業日目までに開通完了できなかった場合は、遅延後の利用開始日を課金開始日とします。

	契約 ＞ 第 8 条 最低利用期間 閉域接続プラン、および SFU 利用オプションにかかる本契約の最低利用期間は、本サービスの課金開始日から起算して 30 日間とします。 1　契約者は、前項に定める最低利用期間内においては、閉域接続プラン、および SFU 利用オプションの解約の申出を行うことができません。契約者が解約を行う場合は、課金開始日から起算して最低利用期間が経過した日（課金開始日から 30 日目）以降に解約の申出を行うものとします。 2　前二項の規定は、当社の責めに帰すべき事由により本サービスの提供ができない場合その他当社が特に認めた場合には、適用しません。 3　前各項の規定は、第 13 条に基づき当社が本契約を解約することを妨げるものではありません。
第 8 条 ～ 第 15 条	第 9 条 ～ 第 16 条 (条番号のみ変更)
料金等 ＞ 第 16 条 料金 本サービス(Enterprise プランに限ります。)の料金は、料金表に定めるところによります。	料金等 ＞ 第 17 条 料金 本サービス(Enterprise プラン、および閉域接続プランに限ります。)の料金は、料金表に定めるところによります。

契約 ＞ 第 17 条 料金の支払い義務 Enterprise プラン契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日までの期間（提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は 1 日間とします。）について、利用料金の支払を要します。利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。 1　契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。	契約 ＞ 第 18 条 料金の支払い義務 Enterprise プラン契約者は、本規約に基づいて当社が契約者に本サービスの提供を開始した日から起算して、契約の解約があった日までの期間（Enterprise プランは提供を開始した日と解約または廃止のあった日が同一の日である場合は 1 日間とします。）について、利用料金の支払を要します。 1　閉域接続プラン契約者は、本規約に基づいて課金開始日から起算して、契約の解約があった日までの期間について、利用料金の支払を要します。 2　利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。 3　契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。
第 18 条 ～ 第 22 条	第 19 条 ～ 第 23 条 (条番号のみ変更)
損害賠償等 ＞ 第 23 条 責任の制限> 1 項 1　当社は、Enterprise プラン契約者に対して、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。	損害賠償等 ＞ 第 24 条 責任の制限> 1 項 1　当社は、Enterprise プラン、および閉域接続プラン契約者に対して、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が連続した場合に限り、これに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

サービスレベル合意書 ＞ 第 24 条 サービスレベル合意書の適用 当社は、本サービス(Enterprise プランに限ります。)の提供にあたり、サービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象および適用条件等は[サービスレベル合意書]に定めるとおりとします。	サービスレベル合意書 ＞ 第 25 条 サービスレベル合意書の適用 当社は、本サービス(Enterprise プラン、および閉域接続プランに限ります。)の提供にあたり、サービス品質に関する指標（以下、「サービスレベル」といいます。）を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サービスレベル、対象および適用条件等は[サービスレベル合意書]に定めるとおりとします。
	雑則 ＞ 第 26 条 免責 7 閉域接続プランにおいては、当社は契約者に対し、本プランに係る設備リソース（CPU、メモリ等の使用率）の使用状況について、当社が定める方法（書面、電磁的方法またはポータルサイト等による開示を含みます）により定期的に確認可能な状態におくものとします。また、あらかじめ当社が定めた運用推奨値（以下「推奨値」といいます）に近づいたことを当社が確認した場合、当社は契約者に対し随時その旨を通知し、設備の増設等の提案を行うことができるものとします。なお、本プランにおける設備の増設および縮退は、当該使用状況の確認または当社からの提案等に基づき、契約者からの申込みにより実施されるものとし、当社が契約者の承諾なく自動で設備変更を行う義務を負うものではありません。 8 契約者が前項の当社からの提案に応じない場合、または契約者の利用増加等により設備リソースがあらかじめ弊社にて定めた運用上限値（以下「上限値」といいます）を超えた場合、当社は、当該上限値を超えた時点（事後的な通知の有無またはその到達時刻にかかわらず、上限値を超えた客観的な時点を指します）より、本サービスの遅延、機能低下、停止、データの消失その他一切の損害について免責されるものとし、契約者は当社に対し損害の請求をしないものとします。なお、当社は上限値を超えたことを確認した場合、契約者に対しその旨を通知するものとします。
第 26 条 ～ 第 36 条	第 27 条 ～ 第 37 条 (条番号のみ変更)

	雑則 ＞ 第 38 条 閉域接続プランの提供責任範囲および責任分界点 閉域接続プランにおける当社の本サービス提供責任範囲および責任分界点は、当社が管理するクラウド基盤上のルータ（Cloud Router）までとします。 1 本プランの利用にあたり必要となるネットワーク接続サービス（Flexible Interconnect、FIC-Connection およびこれらに付随する回線設備等を含みますが、これらに限られません。以下「FIC 等」といいます）は、当社または第三者が提供するサービスであるかを問わず、契約者が自己の責任と費用において、本規約とは別個に締結される各サービスの契約および利用規約に基づき別途申し込み、調達および維持管理を行うものとします。 2 当社が実施する本サービスの監視、保守および障害対応の範囲は、第 1 項に定める責任分界点（Cloud Router）の内側に限られるものとします。 3 当社は、FIC 等を含む第 1 項の責任分界点の外側において生じた遅延、機能低下、停止その他の障害について、本規約に基づく一切の監視、保守、復旧対応および障害原因調査の義務を負わず、これらに起因して契約者または第三者に生じた損害について免責されるものとします。また、当社は本規約に基づき当該責任分界点外に関わる故障情報、原因分析結果等の提供義務を負わないものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。 4 契約者は、FIC 等にかかる問い合わせ、障害申告、故障情報の確認等については、当該 FIC 等の契約に基づき定められた各サービス専用の窓口に対して直接行うものとし、本サービスにかかるサポート窓口において FIC 等に関する受付、調査または情報連携等の代行を行うものではないことを確認し、承諾するものとします。
第 37 条 ～ 第 41 条	第 39 条 ～ 第 43 条 (条番号のみ変更)
	第 1 表　利用料金の適用等 （変更点）従来の記載を Enterprise プラン利用料金の適用である旨を明記。閉域接続プラン利用料金の適用についての条件、料金表を追記。

別記 1 > 2 Enterprise プランの提供条件 e.　Analytics 機能利用: 検索期間 30 日まで。	別記 1 > 2 Enterprise プランの提供条件 e.　Analytics 機能利用: Analytics 機能の利用申し込み後、検索期間 30 日まで。
	別記 2 閉域接続プラン　設備リソース上限値および運用ルール 1　免責の基準(上限値) (1)　当社が別途 Web ページに掲示する閉域接続プランの設備リソース基準値（CPU 使用率、メモリ使用率等）を超えた場合、利用規約第 26 条（免責）第 8 項に基づき免責となります。 (2)　該当する具体的な上限値および最新の運用ルールにつきましては、以下の Web ページにて定めます。 ※ システムの改善等に伴い基準値が変更される場合がありますので、最新の情報は当該 Web ページをご確認ください。 掲載 URL: https://skyway.ntt.com/ja/docs/user-guide/closed-network/server-scaling/
	附則（令和 8 年　11月　16 日） （実施期日） 1．この改正規約は、令和 8 年　11　月　16日から実施します。

SkyWayサービスレベル同意書【現改比較表】 2026年11月16日現在

～2026年11月15日	2026年11月16日～
2　定義 - 月間利用可能率： 以下の数式により求められる率 – 月間利用可能率（%）＝（月の総利用可能時間（分）－月の累積故障時間（分））÷月の総利用可能時間（分）×100 – 月の総利用可能時間（分）＝月 720 時間（暦月の実際の日数は考慮しない） – 月の累積故障時間（分）＝各暦月における故障時間から 3.4 項に定める条件に該当する故障時間を差し引いた時間	2　定義 - 月間利用可能率： 以下の数式により求められる率 – 月間利用可能率（%）＝（月の総利用可能時間（分）－月の累積故障時間（分））÷月の総利用可能時間（分）×100 – 月の総利用可能時間（分）＝月 720 時間（暦月の実際の日数は考慮しない） – 月の累積故障時間（分）＝各暦月における故障時間から 4.2 項および 4.3 項に定める条件に該当する故障時間を差し引いた時間

	3. サービスレベル: 設備及びネットワークの可用性 ＞3.1. サービスレベルの内容 3.1.3. サービスレベルを適用する本サービスの対象は以下の通りです。 3.1.3.1. (Enterprise プランの場合)ビデオ通話、音声通話、データ通信、録 音・録画を提供するために必要なサーバー設備が対象です。SDK、SkyWay コンソール、Analytics、ノイズキャンセリング、Webhook、文字起こしは対象外です。 3.1.3.2. (閉域接続プランの場合)ビデオ通話、音声通話、データ通信を提供するために必要なサーバー設備が対象です。SDK は対象外です。 3.1.3.3. (Free プランの場合)サービスレベルの適用対象外です。
	4. 免責事項 4.3. 閉域接続プランの場合は、4.2.項に加え、以下の場合に関しても、故障時間に含まれません。 4.3.1. 利用規約第 26 条（免責）に定める設備リソースの上限値を超えたことにより発生した遅延、機能低下または停止等の時間。 4.4. 閉域接続プランの場合は、利用規約第 7 条第 5 項第 2 号にて購入した Flexible Interconnect サービスにおいて、冗長性のない Single プランを選択して購入された場合、サービスレベルの適用対象外となります。